

第2章 給与

○福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例

〔平成19年2月1日〕
〔条例第9号〕

平成20年	4月	1日	条例第8号
平成21年	4月	1日	条例第3号
平成21年	5月	29日	条例第4号
平成21年	11月	30日	条例第8号
平成22年	3月	26日	条例第12号
平成23年	3月	30日	条例第2号
平成25年	3月	28日	条例第3号
平成26年	3月	27日	条例第4号
平成27年	3月	27日	条例第5号
令和2年	2月	25日	条例第1号
令和7年	2月	14日	条例第1号
令和7年	2月	14日	条例第2号
令和8年	2月	13日	条例第3号

（趣旨）

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に他の普通地方公共団体（以下「派遣元」という。）から派遣されている職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第2条 この条例で定める職員の給与は、給料並びに地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給料）

第3条 職員の給料については、当該職員を派遣した派遣元における一般職の給与に関する規定の例による。

（給与の支給）

第4条 給与は、職員の申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（給与からの控除）

第4条の2 職員の給与の支給に際しては、その給与から法律で定めるもののほか、次の各号に掲げるものを控除することができる。

- (1) 職員の派遣元への納入金
- (2) 福井県市町村職員共済組合に係る保険料、預金及び貸付金の償還金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の申出により広域連合長が特に必要と認めたもの。

（その他の手当）

第5条 第2条に規定する手当以外の手当については、それぞれの職員の派遣元の関係規定の定めるところによる。

（地域手当）

第6条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の1を乗じて

得た額とする。

（住居手当）

第7条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）
 - (2) 第8条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額21,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額
 - イ 月額21,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から21,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を21,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（通勤手当）

第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相

当額」という。)が150,000円を超えるときは、1月につき150,000円)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 別表に定める額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、1月につき150,000円）
- 3 前項第2号の規定により第1項第2号又は第3号に定める額が支給される職員又は第1項第3号に掲げる職員で、駐車場又は駐輪場（規則で定めるものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を支払っているもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、規則で定めるところにより、前項第2号及び第3号に定める額に加算して当該駐車場等の1月当たりの駐車料金等の額に相当する額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円）の通勤手当を支給する。
- 4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算定の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が150,000円を超えるときは、1月につき150,000円）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
- 5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、規則で定める。

（単身赴任手当）

第8条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められ

るもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートルを超える職員にあっては、その額に、8,000円を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（給与の減額）

第9条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第10条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合においては、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（広域連合長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（広域連

合長が別に定める時間を除く。以下この条において同じ。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

4 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合

（休日勤務手当）

第11条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても同様とする。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第12条 前2条の規定は、管理又は監督を行う地位にある職員には適用しない。

（給料以外の給与の支給）

第13条 この条例に定める給料以外の給与の支給については、条例又は広域連合長が定めるもののほか、第3条の規定を準用する。

（端数計算）

第14条 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条及び第11条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第15条 勤務1時間当たりの給与額は、派遣元の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（短時間勤務職員にあつては、7時間45分に勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて

得た時間）に20を乗じたものを減じたものを除して得た額とする。

（期末手当）

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が定める日（第17条及び第18条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第20条第4項の規定を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に職員の派遣元における一般職の給与に関する規定に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（広域連合長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の20を超えない範囲内で広域連合長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項から第3項までの規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第18条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
 - 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
 - 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
 - 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
 - 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）
- 第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
 - 4 第16条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、

同条第4項中「前項」とあるのは、「第19条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する広域連合長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

第20条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 第2項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第16条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第16条第1項の規定により広域連合長が定める日に第2項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。

（苦情の審査）

第21条 給与について苦情のある職員は、広域連合長に対し苦情について適当な措置を要求することができる。

2 前項の規定による要求を受けた広域連合長は、速やかに審査し、適当な措置を採らなければならない。

3 前2項の規定は、法第46条から第51条までの規定に基づくものでない。

（臨時的任用職員等の給与）

第22条 臨時的任用職員等でこの条例の規定を適用することが著しく困難な職にある者の給与の取扱いについては、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内で別に広域連合長が定める。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第16条第2項及び第19条第2項の規定の適用については、第16条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第19条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

（平21条例4・追加）

附 則（平成20年条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第16条第2項から第5項まで又は第20条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（第23条に規定する職員を除く。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表の職務の級及び号給が1級1号給から56号給までのもの、2級1号給から24号給までのもの及び3級1号給から8号給までのものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額

（規則への委任）

3 第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成22年条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成23年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第5号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第3条中福井県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例第56条の改正規定並びに第4条中福井県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例第1条の改正規定、同条例附則第3条第5項の改正規定（「第3項」を「第2項」に改める部分に限る。）及び同条第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該懲役は当該懲役と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則（令和8年条例第3号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

交通用具の区分 片道の通勤距離	四輪自動車	原動機付きの交通用具（四輪 自動車を除く。）・自転車
キロ以上 キロ未満 2～3	2, 200円	2, 000円
3～4	2, 400円	
4～5	3, 320円	2, 360円
5～6	4, 200円	4, 200円
6～8	5, 240円	
8～10	6, 360円	
10～12	7, 480円	7, 100円
12～14	8, 600円	
14～15	10, 450円	
15～16		
16～18	11, 570円	10, 000円
18～20	12, 690円	
20～22	14, 560円	12, 900円
22～24	15, 680円	
24～25	17, 550円	
25～26		
26～28	18, 670円	15, 800円
28～30	19, 790円	
30～32	20, 910円	18, 700円
32～34	22, 030円	
34～35	23, 150円	
35～36		
36～38	24, 270円	21, 600円
38～40	25, 390円	
40～42	26, 510円	24, 400円
42～44	27, 630円	
44～45	28, 750円	
45～46		
46～48	29, 870円	26, 200円
48～50	30, 990円	
50～52	32, 110円	28, 000円
52～54	33, 230円	
54～55	34, 350円	
55～56		
		29, 800円

第5編 給与（福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例）

56～58	35,470円	31,600円
58～60	36,590円	
60～62	37,710円	
62～64	38,830円	
64～66	39,950円	
66～68	41,070円	
68～70	42,190円	
70～	以下2キロ増すごとに1,120円加算	